

テレワーク推進センターの設置 ～多様な働き方推進のための「テレワーク推進センター」の設置～

(特区法第37条の2 (平成29年6月23日改正交付、同年9月22日施行))

特例措置前

○国内のテレワークの導入は進んでおらず、特に、中小企業ではテレワークの導入が困難な状況。

ニーズ

○テレワークの推進を図るため、更なる周知啓発を行うとともに、企業における労務管理上の課題等に対応するため、導入支援を行う必要がある。

○東京都から、企業における柔軟な働き方を促進するため、「テレワーク推進センター(仮称)」の設置提案。

特例措置

○国及び地方公共団体で、「テレワーク推進センター」の共同設置が可能に。

○国は専門的な助言・相談、地方公共団体は対象企業の掘り起こしを図るなど、それぞれの強みを生かし、企業に対してテレワークの導入に関する情報提供、相談、助言等をワンストップで実施。

【東京テレワーク推進センター(平成29年7月設置)】

所在地:東京都文京区

主なサービス:

- ・テレワークの体験機会の提供
- ・テレワーク相談員による窓口相談等の対応
- ・コンサルタントの派遣
- ・働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)の相談等の対応
- ・テレワーク導入企業及びその志望者向けの就職面接会や企業説明会の実施 等

効果

○テレワーク導入推進による多様な働き方の推進。